

国民健康保険に加入している方へ

◆高齢受給者証を送付します

※70歳以上75歳未満の方

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、7月31日です。8月1日からの新しい高齢受給者証は7月下旬に郵送します。

医療機関などで診療を受けるときは、必ず被保険者証と一緒に高齢受給者証を窓口で提示してください。

◆限度額適用認定証の更新申請

現在お持ちの限度額適用認定証の有効期限は、7月31日です。8月1日から新しくなるため、更新の手続きが必要です。

更新を希望する場合は、以下のものを持参し、市民課、各行政局、各出張所で申請してください。

【持参するもの】

- ・国民健康保険被保険者証
- ・本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）
- ・印鑑

◆原発事故に伴い保険料が減免、医療費の窓口負担が免除されている方へ

現在対象となっている方（※上位所得層の方を除く）は、引き続き国民健康保険料が減免され、医療費の窓口負担が免除されます。

8月1日以降も医療費の窓口負担の免除に該当する方には、7月下旬に新しい免除証明書を郵送します。有効期限は、3年2月28日までです。

国民年金に加入している方へ

◆国民年金保険料の免除・学生納付特例制度

国民年金保険料の納付が困難な場合に、納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

失業が理由の場合は、雇用保険受給資格者証などの失業した事実が確認できる書類、学生の場合は、在学証明書の原本または学生証の写しが必要です。

免除申請などの手続きは、市民課、各行政局、各出張所で行ってください。

なお、免除された期間については、将来の年金額が減額となります。

広告欄 Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 経営戦略室（☎0247-81-2117）へ

後期高齢者医療に加入している方へ

75歳以上の方、または一定の障がいのある65歳以上の方が対象です。

◆被保険者証を送付します

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、7月31日です。8月1日からの新しい被保険者証は7月下旬に特定記録で郵送します。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の更新申請

現在お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証の有効期限は、7月31日です。引き続き該当する方には、被保険者証と一緒に郵送します。

今回新たに該当する方には勧奨通知を郵送しますので、以下のものを持参し、市民課、各行政局、各出張所で申請してください。

【持参するもの】

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）
- ・印鑑

◆原発事故に伴い医療費の窓口負担が免除されている方へ

現在対象となっている方（※上位所得者を除く）は、引き続き医療費の窓口負担が免除されます。

8月1日以降も医療費の窓口負担の免除に該当する方には、7月下旬に新しい免除証明書を郵送します。有効期限は、3年2月28日までです。

※上位所得層：被保険者全員の前年中の総所得金額が600万円を超える世帯



マイナンバー通知カードが廃止されました

◆通知カード廃止後もマイナンバーカードの申請は引き続きできます

通知カード廃止後も、マイナンバーカードの申請ができます。廃止後であっても、通知カードに同封された交付申請書をお持ちの場合は、スマートフォンやパソコンでマイナンバーカードのオンライン交付申請ができます。

- 通知カードに同封された交付申請書を紛失されている場合でも、次のいずれかの方法で、申請ができます。
- (1) QRコード付きの交付申請書を、市民課窓口で入手し、オンライン申請をする。
  - (2) マイナンバーカード総合サイトから手書き用の交付申請書をダウンロードし、郵送による交付申請をする。

◆廃止後にマイナンバーを証明する書類

- 会社、税務署、銀行などにマイナンバーを提出する場合の証明書類は、次のいずれかです。
- ・マイナンバーカード（申請から発行まで1カ月程度）
  - ・マイナンバー入りの住民票の写し・住民票記載事項証明書（即日発行可能）
  - ・お持ちの通知カード（記載の住所・氏名などに変更がない場合に限り）



通知カード



マイナンバーカード

マイナンバーカードの日曜窓口での更新・交付の手続き、コンビニ交付について

マイナンバーカードの交付や更新の手続きで日曜日に来庁する際、新型コロナウイルスの影響により3密を軽減するために、5月から予約制となりました。

システムメンテナンスにより、手続きや、コンビニ交付ができない日がありますので、ホームページや、フェイスブック、電話などで確認をしてから予約をお願いします。

◆7・8月のシステムメンテナンス日（※カードの申請は受付可能）

7月19日（日）、23日（木・祝）、24日（金・祝）、25日（土）、26日（日）、8月16日（日）

◆マイナンバーカードの申請をお早めに

◆証明書取得はコンビニ交付が便利でお得

- 9月1日から、証明書のコンビニ交付手数料がさらにお安くなります。
- 住民票の写し 200円▶150円
  - 印鑑登録証明書 200円▶150円
  - 戸籍謄・抄本 450円▶200円
  - 所得・課税証明書 200円▶150円
- マイナンバーカードがあれば、土日祝日でも各種証明がコンビニで取得できます。平日の申請は、本庁市民課、行政局、出張所で、日曜日は本庁市民課で申請を受け付けています。マイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めに申請してください。

